

駐在所被災度区分判定調査業務委託仕様書

1. 委託業務の名称 駐在所等被災度区分判定調査業務委託（その2）
2. 調査業務内容 駐在所等の被災度区分判定調査
3. 調査施設 詳細は別紙のとおり
4. 履行期限 令和9年3月25日
5. 目的 本業務は、能登半島地震により被災した駐在所等の被災状況を確認し、継続使用を検討するにあたって必要となる復旧工事を行うための調査を行うものとする。
6. 技術基準
 「震災建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針」（2015年改訂版）
7. 調査方法
 - (1) 現地調査
 上記基準に示された調査を実施する。特に上部構造中の見え隠れする構造部材の損傷の有無を、天井・床下点検口などから確認するものとする。その状況を写真で記録するとともに、損傷が確認された場合は、その原因が地震または劣化のどちらによるものか判定し、写真・報告書にそのコメントを加える。
 また、代表的な壁・床における傾斜の測定結果・写真をまとめるものとする。
 - (2) 方法
 基準に示された各項目について調査を行う。ただし、屋根や内外装等の復旧を一部終えている調査対象があるため以下のように対応する。
 - ・復旧が未済の駐在所 : 被災度区分を経験最大層間変形角から求める方法
 - ・復旧が一部完了済みの駐在所: 被災度区分を損傷率・損傷状況から求める方法 (施設の復旧状況については別紙を参照すること)
 判定結果については（一社）石川県建築士事務所協会内で構造技術者の検証を受けるものとする。
 復旧が必要とされた場合、基準に基づく復旧方法及び概算工事費を提示する。
 - (3) 発注者から受注者へ貸与する資料は下記のとおりである。
 設計図（または竣工図）ほか、工事写真、CADデータ（施設ごとの貸与資料の有無は別紙のとおり）
 - (4) 報告書
 以下のものを2部、遅延なく提出すること。
 - ・被災度区分判定調査表
 - ・現地調査結果のまとめ（被災箇所図、写真、考察など）
 - ・復旧方法及び概算工事費（意匠、構造）
 - ・上記報告書を収めたデータディスク（CD-R等）
8. 手続書類の提出
 - 1) 受注者は、業務を着手するときは着手届とともに次の手続書類を発注者に提出し、その承認を受けなければならない。

ア 着手届	(別記様式4号)	1部
イ 業務工程表	(別記様式5号)	1部
ウ 主任設計者届	(別記様式6号)	1部
 - 2) 業務を完了したときは、業務完了報告書を提出し、完了検査を受けることとする。又合格通知を受けたときは遅滞なく業務引渡書及び請求書を提出する。

ア	業務完了報告書	(別記様式7号)	1部
イ	業務引渡書	(別記様式8号)	1部
ウ	請 求 書	(別記様式9号)	1部

建築設計業務等電子納品特記仕様書

- 1 本業務は電子納品対象業務であり、調査、測量、設計などの各業務の最終成果を電子データで納品するものである。ここでいう電子データとは、次表に示す各種電子納品要領等で定めるファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

名 称	摘 要
建築工事設計図書作成基準	令和2年改定
建築設備工事設計図書作成基準	令和6年改定
建築設計業務等電子納品要領	令和3年改定
官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕業務編】	令和4年改定

基準・要領類のダウンロード：https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html

- 2 実施内容は以下のとおりとする。
- 次に示す書類を、従来の紙での納品と別にCD-R又はDVD-Rで1部納品する。
 - ① 報告書等
 - ② 図面
 - 紙による成果品の納品は、電子データの提出の有無に関わらず、指定部数を提出する。
 - 各種電子納品要領等で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する必要はないが、要領の解釈に疑義がある場合は発注者の担当職員と協議の上、電子化の是非を決定する。
- 3 業務着手時には、事前協議チェックシートを用いて事前協議を行うものとする。
- 4 成果品の提出の際は、以下の項目を確認するものとする。
- 電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認すること。
入手先：https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_cals_denshiseikahin.html
 - 最新のウイルスチェックソフトで、提出物がウイルスに感染していないことを確認すること。

別記

情報セキュリティの確保に関する特約条項

石川県（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）との間に情報セキュリティの確保に関する特約条項を次のとおり定める。

（目的）

第1条 乙は、本契約に係る業務（以下「本件業務」という。）の実施のために、甲から提供する情報その他本件業務の実施において知り得た情報（以下「保護すべき情報」という。）の取扱いに関して、この特約条項に定めるところにより、その万全を期さなければならない。

（再委託の禁止）

第2条 乙は、本契約の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、やむを得ず再委託（再々委託以降の委託を含む。以下同じ。）を行う場合は、あらかじめ甲の承認を得るものとする。承認を得た記載された事項について、変更がある場合には、乙はあらかじめ変更の届出を甲に提出し、同様に承認を得るものとする。

2 前項ただし書により乙が再委託を行う場合、乙は乙と再委託者との間で締結する契約において、再委託者において本特約条項と同等の情報セキュリティの確保が行われるよう定めなければならない。

（情報セキュリティ確保のための体制等の整備）

第3条 乙は、保護すべき情報に係る情報セキュリティを確保するために必要な体制を整備しなければならない。

（守秘義務）

第4条 乙は、保護すべき情報を本契約の履行期間中のほか、履行後においても第三者に開示又は漏えいしてはならない。

2 保護すべき情報に接する者（乙及び再委託者等における、派遣社員、契約社員、パート及びアルバイト等を含む。以下「取扱者」という。）は、在職中及び離職後においても、保護すべき情報を第三者に開示又は漏えいしてはならない。

（管理）

第5条 乙は、本契約に基づき、甲が乙に提供する情報（以下「業務情報」という。）及び甲が乙に貸与する仕様書その他の資料（以下「業務資料」という。）については、特に厳重な取扱いを行うものとし、その保管管理について一切の責任を負うものとする。

2 乙は、甲の指定する場所において個別業務を行う場合に持ち込む物品、業務情報及び業務資料を適正に管理するものとする。また、甲の承諾なくしては、その場所から物品、業務情報及び業務資料を持ち出してはならない。

3 乙は、業務情報及び業務資料について、本契約の履行その他甲の指定した目的以外に使用してはならない。

4 乙は、業務情報について、本契約が終了したとき又は甲から廃棄を求められたときは、これを直ちに甲が認める方法により廃棄するものとする。

5 乙は、業務情報及び業務資料を、甲の承諾なくしては、方法の如何にかかわらず複製・複写してはならない。

6 乙は、業務資料について、本契約が終了したとき又は甲から返還を求められたときは、これを直ちに甲に返還するものとする。

7 乙は、乙が作成（複製及び写真撮影を含む。）した文書、図面、図書等（電磁的記録を含む。）又は物件のうち、乙から甲に所有権が移転したものは全て甲の認める方法により廃棄しなければならない。

（作業員名簿の通知及び作業責任者の選任）

第6条 甲は、必要に応じて乙に当該個別の業務の実施に関する作業を行う者（以下「作業員」という。）の名簿を作業責任者を明らかにした上で作成させ、書面をもって甲に通知させることができる。ただし、作業責任者は、作業員の中から選任するものとする。

2 前項ただし書により選任された作業責任者は、乙の個別の業務の実施を統括し、乙の定める規則に基づき就業管理を行い、個別の業務の遂行に関する一切の事項を処理し、個別の業務の遂行につき乙を代理する権限を有するものとする。

3 乙が作業責任者の権限に関し制限を設けた場合、作業責任者を変更する場合その他の甲に通知した内容を変更する場合は、乙は当該内容を書面により事前に甲に通知するものとする。

4 甲は、作業責任者又は作業員の個別の業務の遂行について著しく不相当であると認めた場合は、乙に対して是正のために必要な措置を執ることを求めることができるものとする。

（脆弱性対策等の実施）

第7条 乙は、本件業務を実施するに当たり、情報システムを使用する場合について、当該情報システムのアクセス権の付与を業務上必要な者に限るとともに、保護すべき情報へのアクセスを記録する措置を講ずるものとする。

2 前項の場合に、乙は、情報システムに対する不正アクセス、不正プログラム感染及び情報システムの脆弱性に係る情報を収集し、これに対処するための必要な措置を講ずるものとする。

（調達する機器等における対策の実施）

第8条 乙は、本件業務を履行するに当たり、調達する機器等がある場合について、あらかじめ甲にそのリストを提出すること。

2 乙は、前項のリストの提出後、調達する機器等に変更があった場合は、リストを修正し再提出すること。

3 乙は、甲が調達する機器等について情報セキュリティ上のリスクに係る懸念が払拭できないと判断した場合は、甲と迅速かつ密接に連携し、代替品選定等を行わなければならない。

4 乙は、本件業務を履行するに当たり、調達する機器等がある場合について、不正な変更（製造工程、流通過程で不正プログラムを含む予期しない又は好ましくない特性を組み込むことをいう。）が疑われると甲が判断した場合は、乙において調査及び必要な措置を講じなければならない。

（情報セキュリティの対策の履行状況の確認）

第9条 乙は、甲の求めに応じて、本特約条項が定める項目を含む情報セキュリティ対策の履

行状況（以下「情報セキュリティ対策履行状況」という。）を確認するとともに、確認結果について甲に報告するものとする。

（情報セキュリティ侵害事案等事故）

第10条 情報セキュリティ侵害事案等事故（以下「事故」という。）とは次の各号をいう。

- (1) 保護すべき情報のほか、契約に係る情報について、外部への漏えい又は目的外利用が行われた場合
- (2) 保護すべき情報のほか、契約に係る情報について、認められていないアクセスが行われた場合
- (3) 保護すべき情報を取り扱い、又は取り扱ったことのある電子計算機若しくは外部記録媒体に不正プログラムの感染が認められた場合
- (4) 前各号に掲げるもののほか、甲又は乙の保護すべき情報のほか契約に係る情報の侵害、改ざん、滅失、紛失、破壊等の事故が発生し、又はそれらの疑い若しくはおそれがある場合

（情報セキュリティ侵害事案等事故に関する乙の責任）

第11条 乙は、取扱者の故意又は過失により前条に規定する事故があったときでも、契約上の責任を免れることはできない。

（情報セキュリティ侵害事案等事故発生時の措置）

第12条 乙は、本契約の履行に際し、第10条に規定する事故があったときは、適切な措置を講ずるとともに、速やかにその詳細を甲に報告しなければならない。

- 2 甲は、第10条に規定する事故が発生した場合、必要に応じ乙に対し調査を実施することとし、乙は甲が行う当該調査について、全面的に協力しなければならない。
- 3 第10条に規定する事故が再委託者等において発生した場合、乙は甲が当該再委託者等に対して前項の調査を実施できるよう、必要な協力を行うものとする。
- 4 乙は、第10条に規定する事故の損害、影響等の程度を把握するため、必要な業務資料等を契約終了時まで保存し、甲の求めに応じて甲に提出するものとする。
- 5 第10条に規定する事故が乙の責めに帰すべき事由による場合、当該措置に必要な経費については乙の負担とする。
- 6 前項の規定は、甲の損害賠償請求権を制限するものではない。
- 7 乙は、事故の拡大防止及び再発の防止に関する措置について、甲に報告しなければならない。
- 8 乙は、前項の措置の実施状況について、甲の求めに応じて甲に報告するものとし、甲は、その実施状況が十分でないと認められる場合は、その是正のために必要な措置を講ずるよう乙に求めることができる。
- 9 乙は、前項の規定により、甲から求めがあったときは、速やかにその是正のために必要な措置を講じなければならない。

（情報セキュリティ監査）

第13条 甲は必要に応じ、乙に対して情報セキュリティ対策に関する監査を行うものとし、監査の実施のために、甲の指名する職員を乙の事業所その他関係先に派遣することができる。

（契約の解除）

第14条 甲は、第10条に規定する事故その他の本特約条項に定める情報セキュリティの確保が困難であると甲が判断する事実が、乙の責めに帰すべき事由により発生した場合において、本契約の目的を達することができなくなった場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 前項の場合において、主たる契約条項の契約の解除に関する規定を準用する。

3 甲は、第10条に規定する事故その他の本特約条項に定める情報セキュリティの確保が困難であると甲が判断する事実が、乙又は再委託者の責めに帰すべき事由により発生した場合は、第2条第1項ただし書による承認を取り消すことができる。この場合において、乙に損害が生じた場合であっても、甲は一切の責めを負わない。